

ジェトロ・グローバル・アクセラレーション・ハブ  
利用規約

1. 利用対象と利用範囲

(1) 以下の要件を満たす日系スタートアップ企業

- ・①革新的技術や製品・サービスで、社会に新しい価値をもたらすことを目的とし、②具体的な製品またはビジネスモデル・プランを有し、③資金調達などを通じて短期間で事業のスケールアップを目指す企業もしくは起業家
- ・日本国内に活動拠点を有すること。
- ・サービス利用者が、海外展開の責任者等、当該企業的意思決定に権限を有すること。
- ・メンターが英語話者の場合、英語での相談が対応可能なこと。

利用可能サービス：2. (1)～(6) 記載のサービス

(2) (1) 以外の日系企業・機関

- ・日本国内に法人登記をしていること、もしくは自治体、業界団体。
- ・現地への拠点設立、共同研究・開発パートナー・投資先の探索、企業誘致のいずれかを出張目的としていること。

利用可能サービス：2. (1) ブリーフィングのみ

(3) 上記(1) および(2) 共通の諸条件

- ・サービス利用後、ジェトロが実施するアンケートやインタビューにご協力いただけること。
- ・代理による申し込みや、第三者への情報提供を目的とした利用は不可とする。
- ・スタートアップの製品やサービスの販売代理業務を主とする企業や、製品やサービスの再販を目的とした事業者からの申し込みは対象外とする。
- ・観光目的等ビジネスと関係がないと判断される場合は利用不可とする。
- ・訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- ・申し込み者および所属機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有しないこと、および反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。
- ・公序良俗に問題のある事業に係る応募でないこと。
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業等）に係る応募でないこと。

## 2. 各サービス利用規定

※拠点別支援内容詳細と記載が異なる場合には、拠点別支援内容詳細を優先する。

### (1) 現地ブリーフィングサービス

- ・原則、1拠点あたり1社1回までの利用とする。

### (2) 事業戦略立案に関する個別面談 (=メンタリング)

- ・利用時間は1社あたり1拠点最大10時間までとする。ただし、利用企業が成約等に至る可能性が高いとジェットロが判断した場合には、最大30時間まで引き上げることがある。
- ・現地直接面談の他、ビデオ通話等での面談実施も可能。なお、提携先アクセラレーター等の要望により対面ではなくビデオ通話を指定する場合がある。
- ・利用にあたって、原則としてピッチ資料（主として英語版）の提出を必須とする。
- ・メンタリング過程において、現地ジェットロ担当者もしくは提携先アクセラレーターの判断により利用上限に関わらずサービス提供を中断する場合がある。

### (3) 現地パートナー候補・VC等投資家等の紹介

- ・(2)メンタリングの実施後、提携先アクセラレーター等の対応可能な範囲で行う。
- ・1社あたり1拠点最大3件までとする。利用企業が成約等に至る可能性が高いと判断される場合には、最大9件まで引き上げることがある。
- ・メンタリングを実施した後、投資家等への面談準備が整った企業に対し、提携先アクセラレーター等の対応可能な範囲で行うものであり、紹介を確約するものではない。
- ・現地ジェットロ担当者もしくは提携先アクセラレーターの判断により利用上限に関わらずサービス提供を中断する場合がある。

### (4) アクセラレーター・政府系機関等の紹介

- ・(2)メンタリングの実施後、アクセラレーター・政府系機関等への面談準備が整った企業に対し、提携先アクセラレーター等の対応可能な範囲で行う。

### (5) 現地 Meet up への日系スタートアップの参加アレンジ

- ・(2)メンタリングの実施後、提携先アクセラレーター等の対応可能な範囲で行う。

### (6) コワーキングスペースの利用（一部拠点のみ）

- ・メンタリングや投資家等への紹介を効率的に行うことを目的として、現地での長期滞在を強く推奨する。長期滞在する企業にはコワーキングスペースの提供を行う。
- ・利用可否および期間は、利用可能数および利用申請、現地規制などの状況によりジェットロで決定する。
- ・原則として、1社1拠点あたり利用期間は通算3カ月上限とする。
- ・前年度以前に同一拠点において通算3か月の利用上限に達した企業は、新年度において当該拠点を再度利用申請することはできない。年度を跨いで利用申請を行った場合であっても、利用期間は通算して計算され、利用制限はリセットされない。
- ・利用施設の設備・物品に関して、利用者による破損・損傷・紛失等があった場合、そ

の修理・解決に発生する費用は全額当該利用者の負担とする。

### 3. お申込み受付期間

- (1) ブリーフィングおよびメンタリング  
サービス利用希望日の4週間前～5営業日前
  - (2) コワーキングスペース  
サービス利用開始希望日の2週間前～5営業日前
- ※拠点により異なる場合がある。

### 4. 外部委託先への情報提供に関して

- ・サービス提供に必要なため、申し込み時に記入いただいた情報および添付いただくピッチ資料に関しては提携先アクセラレーター等へ提供いたします。

### 5. 免責事項

- (1) ジェトロ（台北拠点については公益財団法人日本台湾交流協会）はできる限り正確な情報を提供するよう努力しますが、最終的な情報利用の採否はお客様の責任と判断によります。
- (2) お客様に提供した情報の利用に関連して、万一、お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロ（台北拠点については公益財団法人日本台湾交流協会）は責任を負いません。

### 6. 秘密保持

- (1) ジェトロ（台北拠点については公益財団法人日本台湾交流協会）は、本サービス実施によって知りえたお客様の業務上の秘密を第三者に漏らす、または本サービスの実施以外の目的に利用することなく適切に取り扱います。  
ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除きます。
  - ① 本サービス実施以前に既にジェトロまたは日本台湾交流協会が所有していたとき
  - ② 本サービス実施以前に既に公知になっていたとき
  - ③ 本サービス実施以後、ジェトロまたは日本台湾交流協会の責によらず公知となったとき
  - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず知得したとき
  - ⑤ 法令により開示義務を負うとき
  - ⑥ 本サービス実施上必要と判断され、公開の承諾を得られたとき
- (2) 本サービスに係わる個人情報、適切に管理し、本サービスの実施および関連サービスの案内に利用します。また、その取り扱いについては、ジェトロが定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。

## 7. 輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

本サービス申込者は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾します。

### 記

1. 申込者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。
2. 申込者は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、商談会等での物品の出品を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング等のジェットロのサービスを受けないことを確約します。
3. 申込者における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェットロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、申込者の出品及び／又はジェットロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェットロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェットロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する申込者の登録又は資格等自体がジェットロにより取り消されること、及び／又は、ジェットロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がジェットロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。
4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、申込者に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジェットロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。
5. 申込者における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェットロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェットロが申込者に対しこれを求償することがあることを確認します。

6. 本特記事項の定めがジェットロと申込者との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、本特記事項の定めが優先することを確認します。
7. 申込者は、ジェットロに対し、申込者の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続を履践している者に、本条項の内容に同意する手続を担当させることを表明、保証します。

※注1：申込者が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。申込者自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェットロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点から申込者による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです。

- ・ リスト規制

申込者自身で、本サービスにおける相談対象商品等に関し、リスト規制に該当するかの該非判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト

[安全保障貿易管理・リスト規制](#)

- ・ キャッチオール規制

本サービスにおける相談対象商品等がリスト規制に該当しない場合であっても、申込者自身で、補完的輸出規制（キャッチオール規制）に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、①外国企業等の需要者の情報（需要者要件）、需要者における用途（用途要件）を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨文書にて通知された場合（インフォーム要件）に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第3の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省HPをご参照ください。

※経産省ウェブサイト

[安全保障貿易管理・補完的輸出規制（キャッチオール規制）](#)

- ・ 米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）は、①米国原産品目、②特定の割

合を超えて米国規制品目が含まれている品目（組み込み品）、③特定の米国規制技術が使用されている品目（直接製品）を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要としています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります）。詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト

[地政学リスクと経済安全保障](#)

[貿易管理制度 | 米国](#)

[中国の輸出管理法の概要](#)（2025年12月更新）

以上